

令和4事務年度 法人税等の調査事績の概要

令和5年12月
高松国税局

I 調査事績の概要

- 1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要
- 2 源泉所得税等の調査事績の概要

II 主要な取組

- 1 消費税還付申告法人に対する取組
- 2 海外取引法人等に対する取組
- 3 無申告法人に対する取組

I 調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和4事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人2,598件（前年対比155.3%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は2,011件（同146.9%）、その申告漏れ所得金額は209億26百万円（同130.2%）、追徴税額は53億18百万円（同136.0%）となっています。

（注）1 令和4事務年度の調査事績は、令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和4年7月から令和5年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

2 追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

3 各計表における前年対比は、四捨五入前の計数により算出しています。

○ 法人税の実地調査の状況

項目		事務年度等		令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	1,673	241.1%	2,598	155.3%		
非違があった件数	2	1,369	228.2%	2,011	146.9%		
うち不正計算があった件数	3	483	188.7%	587	121.5%		
申告漏れ所得金額	4	16,076	153.0%	20,926	130.2%		
うち不正所得金額	5	6,052	117.4%	6,599	109.0%		
調査による追徴税額	6	3,909	154.1%	5,318	136.0%		
うち加算税額	7	631	130.4%	779	123.5%		
不正発見割合 (3/1)	8	28.9%	▲ 8.0ポイント	22.6%	▲ 6.3ポイント		
調査1件当たりの申告漏れ所得金額 (4/1)	9	9,609	63.5%	8,055	83.8%		
不正1件当たりの不正所得金額 (5/3)	10	12,530	62.2%	11,241	89.7%		
調査1件当たりの追徴税額 (6/1)	11	2,337	63.9%	2,047	87.6%		

（注）調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和4事務年度においては、法人消費税について、2,529件（前年対比152.3%）の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は1,395件（同130.7%）、その追徴税額は15億58百万円（同112.5%）となっています。

○ 法人消費税の実地調査の状況

項 目		令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1	件 1,661	% 243.5	件 2,529	% 152.3
非 違 が あ っ た 件 数	2	件 1,067	% 230.5	件 1,395	% 130.7
うち不正計算があった件数	3	件 417	% 194.9	件 474	% 113.7
調 査 に よ る 追 徴 税 額	4	百万円 1,385	% 189.2	百万円 1,558	% 112.5
うち不正計算に係る追徴税額	5	百万円 575	% 167.8	百万円 637	% 110.7
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (4/1)	6	千円 834	% 77.7	千円 616	% 73.9
不 正 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (5/3)	7	千円 1,379	% 86.1	千円 1,343	% 97.4

（注）調査による追徴税額には加算税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。

2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和4事務年度においては、2,776件（前年対比149.7%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は843件（同126.4%）で、その追徴税額は6億64百万円（同88.8%）となっています。

○ 源泉所得税等の実地調査の状況

項 目		令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数（給与所得）	1	件 110,413	% 100.1	件 110,194	% 99.8
実 地 調 査 件 数	2	件 1,854	% 240.5	件 2,776	% 149.7
非 違 が あ っ た 件 数	3	件 667	% 214.5	件 843	% 126.4
うち重加算税適用件数	4	件 100	% 222.2	件 141	% 141.0
調 査 に よ る 追 徴 税 額	5	百万円 748	% 221.5	百万円 664	% 88.8
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額	6	千円 403	% 92.0	千円 239	% 59.3

（注）調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

Ⅱ 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 不正に還付申告を行っていた法人から59百万円を追徴 ～

- 虚偽の申告により不正に消費税の還付金を得るケースが見受けられます。こうした不正還付等を行っていると思われる法人については、的確に選定し、厳正な調査を実施しています。
- 令和4事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、186件(前年対比151.2%)に対し実地調査を実施し、消費税3億69百万円(同154.1%)を追徴課税しました。また、そのうち23件(同88.5%)は不正に還付金額の水増しなどを行っており、59百万円(同209.1%)を追徴課税しました。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項 目		令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1	123 件	205.0 %	186 件	151.2 %
非 違 が あ っ た 件 数	2	89 件	211.9 %	102 件	114.6 %
うち不正計算があった件数	3	26 件	236.4 %	23 件	88.5 %
調 査 に よ る 追 徴 税 額	4	239 百万円	239.8 %	369 百万円	154.1 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	28 百万円	70.4 %	59 百万円	209.1 %
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (4/1)	6	1,946 千円	116.9 %	1,984 千円	102.0 %
不 正 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (5/3)	7	1,080 千円	29.8 %	2,554 千円	236.5 %

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

～ 海外取引等に係る調査で30億30百万円の申告漏れを把握 ～

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外のグループ法人を利用した不正計算を行うものが見受けられます。このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和4事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を291件（前年対比126.5%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを、94件（同127.0%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を30億30百万円（同331.1%）把握しました。

○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項目		令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 230	% 198.3	件 291	% 126.5
海外取引等に係る非違があった件数	2	件 74	% 189.7	件 94	% 127.0
うち不正計算があった件数	3	件 2	% 100.0	件 3	% 150.0
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	4	百万円 915	% 220.0	百万円 3,030	% 331.1
うち不正所得金額	5	百万円 9	% 300.0	百万円 142	% 1,578.7

2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～ 海外取引等に係る源泉徴収漏れ、4百万円を追徴 ～

- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国税庁では、非居住者や外国法人に対して適正に課税する観点から、海外取引等に係る源泉徴収漏れを的確に把握するため、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- 令和4事務年度においては、非居住者や外国法人に対する著作権の使用料等などの支払について源泉徴収漏れを5件（前年対比55.6%）把握し、4百万円（同116.2%）を追徴課税しました。

○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項目		令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
非違があった件数	1	件 9	% 450.0	件 5	% 55.6
調査による追徴本税額	2	百万円 3	% 154.2	百万円 4	% 116.2

3 無申告法人に対する取組

～ 無申告法人から3億83百万円を追徴 ～

- 事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、国税庁では、登記情報等から法人を把握した上、無申告法人を的確に管理するとともに、稼働しているにもかかわらず無申告である法人に対する調査に重点的に取り組んでいます。
- 令和4事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると思込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税1億64百万円（前年対比130.8%）、消費税2億19百万円（同186.6%）、合わせて3億83百万円（同157.0%）を追徴課税しました。
- このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対し、法人税1億23百万円（同128.1%）、消費税93百万円（同224.4%）を追徴課税しました。

○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項 目		事務年度等	令和3		令和4	
			件数等	前年対比	件数等	前年対比
法人税	実 地 調 査 件 数	1	件 31	% 124.0	件 53	% 171.0
	うち不正計算があった件数	2	件 8	% 133.3	件 8	% 100.0
	調 査 に よ る 追 徴 税 額	3	百万円 126	% 48.8	百万円 164	% 130.8
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円 96	% 56.1	百万円 123	% 128.1
消費税	実 地 調 査 件 数	5	件 28	% 140.0	件 42	% 150.0
	うち不正計算があった件数	6	件 8	% 133.3	件 7	% 87.5
	調 査 に よ る 追 徴 税 額	7	百万円 118	% 82.2	百万円 219	% 186.6
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円 42	% 68.8	百万円 93	% 224.4
調 査 に よ る 追 徴 税 額 合 計		9	百万円 244	% 60.8	百万円 383	% 157.0
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円 138	% 59.5	百万円 216	% 156.5

（注）調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。

参考計表

○ 不正発見割合の高い5業種（法人税）

順位	業種目	不正発見割合	前年 順位	（参 考） 不正1件当たり の不正所得金額
		%		千円
1	医 療 保 健	43.3	—	10,236
2	漁 業、水 産 養 殖 業	35.3	—	10,209
3	建 築 工 事	31.1	4	15,560
4	一 般 土 木 建 築 工 事	30.8	—	9,474
5	職 別 土 木 建 築 工 事	30.2	2	18,146

（注）網掛は「不正申告1件当たりの不正所得金額の大きな5業種」にも掲載された業種を示します。

（参考）上位3業種の具体的な業種の内容例は次のとおりです。

順位	業 種 目	具体的な業種の内容
1	医 療 保 健	総合病院、内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、歯科、眼科、美容外科
2	漁 業、水 産 養 殖 業	漁業、水産養殖
3	建 築 工 事	建築工事、建築リフォーム工事

○ 不正申告1件当たりの不正所得金額の大きな5業種（法人税）

順位	業種目	不正1件当たり の不正所得金額	前年 順位	（参 考） 不正発見割合
		千円		%
1	そ の 他 の 対 個 人 サ ー ビ ス	46,150	—	25.0
2	そ の 他 の 機 械 製 造	41,765	—	22.2
3	廃 棄 物 処 理	19,595	1	27.7
4	そ の 他 の 不 動 産	18,394	—	18.8
5	職 別 土 木 建 築 工 事	18,146	4	30.2

（注）網掛は「不正発見割合の高い5業種」にも掲載された業種を示します。

（参考）上位3業種の具体的な業種の内容例は次のとおりです。

順位	業 種 目	具体的な業種の内容
1	そ の 他 の 対 個 人 サ ー ビ ス	レンタカー、生活用品賃貸、スポーツ・娯楽用品賃貸、葬儀、結婚式場
2	そ の 他 の 機 械 製 造	金型、ボイラ、蒸気機関、消化器具、真空装置などの製造
3	廃 棄 物 処 理	産業廃棄物処理、一般廃棄物処理